**第４　　様　　式　　集**

**目　　　　　　　次**

（様式１）事業計画概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

（様式２）事業計画概要説明会開催通知書、事業計画説明会開催通知書・・・・・・・・・・・・・・　５

（様式３）事業計画概要説明会終了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（様式４）事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（様式５）見解書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（様式６）最終見解書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

（様式７）事業計画変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

（様式８）事業計画廃止届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

（様式９）解体業事前確認手続依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

（様式10）破砕業事前確認手続依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

（様式11）事業用施設設置工事完了届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

（様式12）解体業許可（許可の更新）申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

（様式13）破砕業許可（許可の更新）申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

（様式14）破砕業の事業の範囲の変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

（様式15）解体業変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

（様式16）破砕業変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

（様式17）役員等の変更に係る新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

（様式18）解体業廃業等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

（様式19）破砕業廃業等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

（様式20）誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

（様式21）事業計画書及び収支見積書（解体業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

（様式22）事業計画書及び収支見積書（破砕業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

（様式23）添付書類の省略について〈解体業〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

（様式24）添付書類の省略について〈破砕業〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

（様式25）住民票等の省略について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

（様式26）連絡先等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

　別　紙

　別紙１　後見等登記事項証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

別紙２　欠格要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

(様式１) 【様式第18号（第45条関係）】

　　事業計画概要書

　　　　　年　　月　　日

　　　　　（宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

　　　　　　 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　○○事業計画の概要について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第49条の

規定により提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| ※変更の概要 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| ※周辺地域の範囲及びその根拠 | 範囲 |  |
| 根拠 |  |
| ※関係住民の範囲及びその根拠 | 範囲 |  |
| 根拠 |  |
| ※事業計画概要説明会の開催の 日時及び場所 | 日時 |  |
| 場所 | 所在地会場名 |

　　 備考

　　　 １　「変更の概要」の欄は、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第48

条第４号、第６号、第10号、第14号、第16号、第19号、第23号又は第27号に係

る許可申請等をしようとする場合に記載すること。

　　　 ２　※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別

紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式２) 【様式第20号（第49条、第53条関係）】

事業計画概要説明会開催通知書

事業計画説明会開催通知書

　　 年　　月　　日

　　　 （宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　 事業計画概要説明会（事業計画説明会）を開催するので、長野市廃棄物の適正な処

理の確保に関する条例第53条第３項（第57条第２項）の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| 事業計画概要説明会（事業計画説明会）の日時及び場所 | 日時 |  |
| 場所 | 所在地会場名 |

　　 備考　「事業計画概要説明会（事業計画説明会）の日時及び場所」の欄にその記載

事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載

し、別紙を添付すること。

(様式３) 【様式第21号（第50条関係）】

 事業計画概要説明会終了報告書

　　 年　　月　　日

　　　 （宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　 事業計画概要説明会の終了（全部又は一部を開催しなかったこと）について、長野

市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第１項の規定により報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| 周知に関する事項　※ | 周知の方法 |  |
| 周知をした地域 |  |
| 周知をした期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 開催に関する事項　　※ | 日時 |  |
| 場所 | 所在地会場名 |
| 参加者数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　名 |
| 説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名 |  |
| 質疑の概要 |  |
| 説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあっては、その理由 |  |
| 　　 備考　　　 １　「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。　　　 ２　説明のために使用した資料を添付すること。　　　 ３　※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 |

 (様式４) 【様式第23号（第51条関係）】

　　事業計画書

　　　　年　　月　　日

　　　　　（宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　　　事業計画について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第１項の

規定により提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| ※変更の概要 | 変更前　　　　 | 変更後　　　　 |
|  |  |
| ※廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画 |
|  | 排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 |  |
| 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 |  |
| その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項 |  |
| ※廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 |
|  | 廃棄物の処理施設の位置 |  |
| 廃棄物の処理施設の処理方式 |  |
| 廃棄物の処理施設の構造及び設備 |  |
| 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。) |  |
| 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 |  |
| 悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置 |  |
| その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項 |  |
| ※最終処分場の災害防止のための計画 |  |
| ※最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画 |  |
| ※廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 |  |
| ※廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項 |  |
| ※対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項 |  |
| ※廃棄物の処理に伴い生ずる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項 |
|  | 種類 |  |
| 区分 | 自家処理　　・　　委託処理 |
| 処理の方法 |  |
| (処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号) |
| ※対象周辺地域の範囲 |  |
| ※対象関係住民の範囲 |  |
|  | 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間 |
| 場所 |  |
| 期間 | 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 時間 | 時から　　　時まで |

　　　　備考

　　　　　１　※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別

紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

　　　　　２　「変更の概要」の欄は、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以

下「条例」という。）第48条第３号、第４号、第６号、第９号、第10号、第13

号、第14号、第16号、第19号、第22号、第23号、第26号又は第27号に係る許可

申請等をしようとする場合に記載すること。

　　　　　３　「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する

事項」の欄は、条例第48条第５号、第６号、第15号又は第16号に掲げる許可の

申請をしようとする場合に記載すること。

(様式５) 【様式第25号（第55条関係）】

　　見　解　書

　　　　年　　月　　日

（宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　　　長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第59条第１項の規定による意見書に

対する見解については、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| ※送付された意見の内容（要旨） |  |
| ※見解の内容 |  |

　　　　備考　※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別

紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式６) 【様式第26号（第59条関係）】

 最終見解書

　　 年　　月　　日

　　　 （宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　 市長の意見に対する見解について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

第64条第１項の規定により提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| 市長の意見に対する見解 |  |

　　 備考　「市長の意見に対する見解」の欄にその記載事項のすべてを記載することが

できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式７) 【様式第27号（第60条関係）】

 事業計画変更届出書

　　 年　　月　　日

　　　 （宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　 事業計画の変更について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第65条第

１項の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |

　　 備考

　　　 １　「廃棄物の処理施設の設置の場所」から「廃棄物の処理施設の処理能力」ま

での各欄については、事業計画書に記載した内容を記載すること。

　　　 ２　「変更の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないとき

は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式８) 【様式第28号（第61条関係）】

 事業計画廃止届出書

　　 年　　月　　日

　　　 （宛先）長野市長

住　所

氏　名

連絡先（電話）

 法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

　　 事業計画の廃止について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第66条第

１項の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の処理施設の設置の場所 |  |
| 廃棄物の処理施設の種類 |  |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） |  |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） | ㎥／日（　）時間ｔ／日（　）時間㎥／時間ｔ／時間埋立地（積替保管場所）の面積　　　　㎡埋立（保管）容量　　　　　　　　　　㎥ |
| 廃止の理由 |  |

　　備考　「廃止の理由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないとき

は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（様式９）

解 体 業 事 前 確 認 手 続 依 頼 書（　新規 ・ 変更届　）

年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　下記のとおり使用済自動車の解体業に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

|  |
| --- |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 |  |
| 所在地 | （郵便番号）電話番号 |
| 事業の用に供する施設の概要 |  |
| 変更の内容※ | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由※ |  |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 |  |

|  |
| --- |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 使用済自動車及び解体自動車の保管方法 |  |
| 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 |  |
| 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。） |  |
| 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。） |  |
| 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法 |  |
| 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法 |  |
| 使用済自動車及び解体自動車の運搬方法 |  |
| 解体業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
| 火災予防上の措置 |  |

備考　１ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

２ 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

３ 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

４ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

５ ※の欄は変更の届出をしようとする場合に記載すること。

（様式10）

破 砕 業 事 前 確 認 手 続 依 頼 書（　新規 ・ 変更許可・変更届　）

年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

　下記のとおり使用済自動車の破砕業に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の範囲 |  |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 |  |
| 所在地 | （郵便番号）電話番号 |
| 事業の用に供する施設の概要 |  |
| 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 年　　　月　　　日　第　　　　　　　　　号 |
| 変更の内容※ | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由※ |  |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 |  |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 解体自動車の保管の方法 |  |
| 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 |  |
| 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 |  |
| 解体自動車の運搬の方法 |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 |  |
| 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
| 火災予防上の措置 |  |

備考　１ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

２ 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

３ 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

４ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

５ ※の欄は変更の届出をしようとする場合に記載すること。

（様式11）

事 業 用 施 設 設 置 工 事 完 了 届 出 書

　　年　　月　　日

　　　（宛先）長野市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　年　　　月　　　日付けで事前確認通知のあった事業用施設について、下記のとおり設置工事が完了しましたので届け出ます。

記

　　１　　施設名

　　２　　完了年月日　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　３　　使用開始予定年月日　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

（様式12）【省令様式第５号（省令第55条関係）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 解体業 | 許可 | 申請書 |
| 許可の更新 |
|  |  |  |
| ※許可番号 |  |
| ※許可年月日 |  |

年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

|  |
| --- |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 |  |
| 所在地 | （郵便番号）電話番号 |
| 事業の用に供する施設の概要 |  |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 |  |

|  |
| --- |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
| 令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること｡） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつその法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）  |
|  | 名 称  |  |
| （ふりがな） 代表者 の氏名  |  |
| 住 所  |  |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）  |
|  | （ふりがな） | 氏 名 | 役職名 |
|  |  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏名又は名称 | 住　　　　　　所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
|  |  |  |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法 |  |
| 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 |  |
| 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。） |  |
| 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。） |  |
| 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法 |  |
| 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法 |  |
| 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法 |  |
| 解体業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
| 火災予防上の措置 |  |
| △手数料欄 |

備考１ △印の欄は、記入しないこと。

２ ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

３ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

５「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

６「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

７ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式13）【省令様式第８号（省令第60条関係）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 破砕業 | 許可 | 申請書 |
| 許可の更新 |
|  |  |  |
| ※許可番号 |  |
| ※許可年月日 |  |

年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可(許可の更新)を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の範囲 |  |
| 事業所の名称及び所在地 |
|  | 名　称 |  |
| 所在地 | （郵便番号）電話番号 |
| 事業の用に供する施設の概要 |  |
| 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 年　　　月　　　日　第　　　　　　　　　号 |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 |  |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
| 令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること｡） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつその法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名 称  |  |
| （ふりがな） 代表者 の氏名  |  |
| 住 所  |  |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな） | 氏 名 | 役職名 |
|  |  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏名又は名称 | 住　　　　　　所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
|  |  |  |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 解体自動車の保管の方法 |  |
| 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 |  |
| 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 |  |
| 解体自動車の運搬の方法 |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 |  |
| 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
| 火災予防上の措置 |  |
| △手数料欄 |

備考１ △印の欄は、記入しないこと。

２ ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

３ 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

５「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

６「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

７ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式14）【省令様式第10号（省令第63条関係）】

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　使用済自動車の再資源化等に関する法律第７０条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　　　月　　　日　　第　　　　　　　　　号 |
| 変更の内容 |  |
| 変更の理由 |  |
| 変更に係る破砕業の用に供する施設の概要 |  |
| 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　　　　号 |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 |  |

|  |
| --- |
| 役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
| 令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること｡） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 役職名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつその法定代理人が個人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | 名 称  |  |
| （ふりがな） 代表者 の氏名  |  |
| 住 所  |  |
| 法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。） |
|  | （ふりがな） | 氏 名 | 役職名 |
|  |  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） |
|  | （ふりがな）氏名又は名称 | 住　　　　　　所 | 保有する株式の数又は出資の金額 |
|  |  |  |
| 標準作業書の記載事項 |
|  | 解体自動車の保管の方法 |  |
| 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 |  |
| 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 |  |
| 解体自動車の運搬の方法 |  |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 |  |
| 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
| 火災予防上の措置 |  |
| △手数料欄 |

備考１　△印の欄は、記入しないこと。

２ 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。

３「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

４「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。

５ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式15）【省令様式第７号（省令第58条関係）】

解体業変更届出書

年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　 月　　 日付け第　　　　 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第６３条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由 |  |

備考 １ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（様式16）【省令様式第11号（省令第64条関係）】

破砕業変更届出書

年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　 月　　 日付け第　　　　 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第７１条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由 |  |

備考 １ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式17）

役員等の変更に係る新旧対照表

※　役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および100分の５以上出資している者の変更について記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 新 役 員 等 | 旧 役 員 等 |
| 役職名 | 氏　　名 | 出資の割合 | 役職名 | 氏　　名 | 出資の割合 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

1. 新旧ともに全ての役員を記載すること。
2. 新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

（様式18）

解体業廃業等届出書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　　使用済自動車の再資源化等に関する法律第６４条の規定により届け出ます。

　１　許可番号及び許可年月日

２　廃業等の理由　　　　死亡・合併・破産・解散・廃業

　３　廃業等をした日

４　届出をした者と廃業等をした解体業者との関係

　　　　　　　　　　　　　相続人・元役員・破産管財人・清算人・本人

　５　保管している使用済自動車又は解体自動車の取扱い

（様式19）

破砕業廃業等届出書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　　使用済自動車の再資源化等に関する法律第７２条の規定により届け出ます。

　１　許可番号、許可年月日及び事業の範囲

２　廃業等の理由　　　　死亡・合併・破産・解散・廃業

　３　廃業等をした日

４　届出をした者と廃業等をした破砕業者との関係

　　　　　　　　　　　　　相続人・元役員・破産管財人・清算人・本人

　５　保管している解体自動車等の取扱い

（様式20）

誓　　　　　　　約　　　　　　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６２条第１項第２号に規定する欠格要件

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者又は破産者で復権を

得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注１）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取り消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

　ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヘまでのいずれかに該当するもの

　チ　法人でその役員又は政令で定める使用人（注２）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

　リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ　個人で政令で定める使用人（注２）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注１）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規

制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化

ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注２）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

（１）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（２）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を

締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　住所

　　　　　　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（様式21）

事業計画書及び収支見積書（解体業）

年　　月　　日　現在作成

１．　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

|  |
| --- |
| （フロー概略図を添付） |
| 業務時間 | ：　～　：　 | 従業員数 | 　　　　人 | 休業日 |  |

２．　使用済自動車等の引取実績及び計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | ＿年度実績（３年前） | ＿年度実績（２年前） | ＿年度実績（１年前） | 許可取得後の年　間　計　画 |
| 引取台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 |  |  |  |  |

３．　解体実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | ＿年度実績（３年前） | ＿年度実績（２年前） | ＿年度実績（１年前） |
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼働日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台/日 | 台/日 | 台/日 |

４．　解体能力

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １日当処理能力 | 稼働予定日数 | 年間処理能力 |
| 台/日 | 日 | 台 |

５．　保管の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　済　自　動　車 | 解　体　自　動　車 |
| 保管量の上限 | 台（　　　　　　台） | 保管量の上限 | 台（　　　　　　台） |
| 現在保管量 | 台（　　　　　　台） | 現在保管量 | 台（　　　　　　台） |

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（　）に記入すること

６．　年間収支見積書

年　　月　　日現在作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 前年度（　　年）（決算月（　　月）） | 今年度の見込み（決算月（　　月）） |
| 年度 | （１台当） | 年度 | （１台当） |
| （千円） | （円） | （千円） | （円） |
| 売上高（全体） | ア（総売上収入） |  |  |  |  |
| 売上原価 | イ(使用済自動車等購入費) |  |  |  |  |
| 経費 | ウ |  |  |  |  |
|  | うち廃棄物処理委託費 | エ |  |  |  |  |
| 営業利益 | オ＝ア－イ－ウ |  |  |  |  |
| 営業外損益 | カ（主に支払利息（注）） |  |  |  |  |
| 経常利益 | キ＝オ＋カ |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間引取台数 |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間処理台数 |  |  |  |  |

（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 前　年　度　末 | 現　　在 |
| 負債総額（年度末残高）　　　（千円） |  |  |

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

　　　２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

（様式22）

事業計画書及び収支見積書（破砕業）

年　　月　　日　現在作成

１．　事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

|  |
| --- |
| （フロー概略図を添付） |
| 業務時間 | ：　～　：　 | 従業員数 | 　　　　人 | 休業日 |  |

２．　解体自動車等の引取実績及び計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | ＿年度実績（３年前） | ＿年度実績（２年前） | ＿年度実績（１年前） | 許可取得後の年　間　計　画 |
| 引取台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 |  |  |  |  |

３．　破砕実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | ＿年度実績（３年前） | ＿年度実績（２年前） | ＿年度実績（１年前） |
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼働日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台/日 | 台/日 | 台/日 |

４．　破砕等能力

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １日当処理能力 | 稼働予定日数 | 年間処理能力 |
| 台/日 | 日 | 台 |

５．　保管の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 解　体　自　動　車 | A　　S　　R |
| 保管量の上限 | 台（ｍ3） | 保管量の上限 | ｍ3 |
| 現在保管量 | 台（ｍ3） | 現在保管量 | ｍ3 |

６．　年間収支見積書

年　　月　　日現在作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 前年度（　　年）（決算月（　　月）） | 今後の見込み（年間） |
| 年度 | （１台当） | 年度 | （１台当） |
| （千円） | （円） | （千円） | （円） |
| 売上高（全体） | ア（総売上収入） |  |  |  |  |
| 経費 | イ |  |  |  |  |
|  | うち廃棄物処理委託費 | ウ |  |  |  |  |
| 営業利益 | エ＝ア－イ |  |  |  |  |
| 営業外損益 | オ（主に支払利息（注）） |  |  |  |  |
| 経常利益 | カ＝エ＋オ |  |  |  |  |
| 解体自動車等年間引取台数 |  |  |  |  |
| 解体自動車等年間処理台数 |  |  |  |  |

（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 前　年　度　末 | 現　　在 |
| 負債総額（年度末残高）　　　（千円） |  |  |

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

　　　２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

（様式23）

〈解体業〉

添付書類の省略について

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　（解体業許可申請書・解体業許可の更新申請書・解体業変更届出書）の提出に当たり、下記の○を付した添付書類については、

・　 　年 　月 　日付けで提出した解体業事前確認手続依頼書

・　 　年 　月 　日付けで提出した解体業許可申請書

・　 　年 　月 　日付けで提出した解体業許可の更新申請書

・　 　年 　月 　日付けで提出した解体業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

記

１　誓約書

２　解体業の用に供する施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、付近の見取図（住宅地図等の写し）

３　２ に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、先に加え、賃貸借契約書の写し）

４　事業計画書及び収支見積書

５　連絡先

（様式24）

〈破砕業〉

添付書類の省略について

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　（破砕業許可申請書・破砕業許可の更新申請書・破砕業の事業の範囲の変更許可申請書・破砕業変更届出書）の提出に当たり、下記の○を付した添付書類については、

・　 　年 　月 　日付けで提出した破砕業事前確認手続依頼書

・　　 年 　月 　日付けで提出した破砕業許可申請書

・　 　年 　月 　日付けで提出した破砕業許可の更新申請書

・　 　年 　月 　日付けで提出した破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

・　 　年 　月 　日付けで提出した破砕業変更届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

記

１　誓約書

２　破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、付近の見取図（住宅地図等の写し）

３　２ に掲げる施設の所有権又は使用する権原を証する書類（土地登記の登記事項証明書、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、左記に加え、賃貸借契約書の写し）

４　事業計画書及び収支見積書

５　連絡先

（様式25）

住民票等の省略について

（郵便番号）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　今回の申請にあたり、　　年　　月　　日付けで許可された、（都道府県・市名）

（許可番号）　　　　　　　　　　の許可証の写しを提出し、住民票等の添付を省略します。

|  |
| --- |
|  |

【参考】

１　代用できる許可証

　　次の許可のうち、当該許可の日から起算して５年を経過しないもの。

　　〈自動車リサイクル法〉

・解体業の許可　・破砕業の許可　・破砕業の変更許可

〈廃棄物処理法〉

・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

　　・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可

　　・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の変更許可

　　・産業廃棄物処理施設の許可又は変更許可

　　ただし、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無　　有 ・ 無」、「廃棄物処理法施行規則第９条の２第５項（同第10条の４第５項、第10条の12第２項、第10条の16第２項、第11条第７項）の規定による許可証の提出の有無　　有 ・ 無 」と記載されたものを除く。

２　省略できる添付書類

・本人の住民票の写し及び登記事項証明書

・役員の住民票の写し及び登記事項証明書

・株主等の住民票の写し及び登記事項証明書又は商業・法人登記の登記事項証明書

・政令で定める使用人の住民票の写し及び登記事項証明書

・法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

３　留意事項

　　・更新の申請の際には、省略できないこと。

　　・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。

　　・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

（様式26）

連　絡　先　等

１　申請者（本社）の住所、氏名（名称）

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 郵便番号（　　　－　　　　　）　電話番号　　　　　　　　　　　　　　 |
| ふりがな |  |
| 氏名（名称） |  |

２　申請書（届出書）についての問合せ先

（１）　担当者の問合せ先

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 所属部署 |  |
| ふりがな |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡方法 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |

　（２）　行政書士等の代理人

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 受託者機関 |  |
| ふりがな |  |
| 受託者 |  |
| 連絡方法 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |

　注）　実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。

　　　　書類の作成を委託した場合は、直接の担当者名と行政書士等の両方に記載してください。

　　　　電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。

（別紙１）

後 見 等 登 記 事 項 証 明 書 に つ い て

後見等登記事項証明書は、欠格要件のうち、心身の故障によりその業務を適切に行うことが出来ない者として主務省令で定めるものに該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

１　交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

２　申請手続き

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※　長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846　長野市旭町1108

長野地方法務局　戸籍課

電話番号：026-235-6629（ダイヤルイン）

(2) 郵送申請の場合

ア　東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226　東京都千代田区九段南1-1-15　九段第２合同庁舎（４階）

東京法務局　民事行政部　後見登録課

電話番号：03-5213-1360（ダイヤルイン）

イ　申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）等でも入手できます。

ウ　申請書に、１通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

３　御不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合せください。

（別紙２）

欠 格 要 件 に つ い て

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６２条第１項第２号に規定する欠格要件は次のものです。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことが出来ない者として主務省令で定めるもの又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注１）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２の３条第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の３（凶器準備集合罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ 第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員も含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注２）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人（注２）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注１）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規

制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化

ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注２）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

（１）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（２）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を

締結する権限を有する者を置くもの